

両大戦間期における銀行合同政策の展開 新潟県の実例を中心に

徐 偉

要 旨

日清日俄戦後、随着经济的发展,日本各地出现了中小银行新兴热潮。由于这些新兴的中小银行经营基盘不稳,而且在两次世界大战之间,日本经济又多次出现危机,这使得银行业非常的不安定。因此,日本政府开始推行银行合并政策。这一政策始于明治末期,并在两次世界大战间期得到广泛推行。本稿将以新潟县银行合并为例,探讨这一政策的实行过程。新潟县银行合并正式出现是在1920年以后。反动恐慌以后,政府大力加强银行合并政策的实施,新潟县的银行合并也增多了。新潟县政府按照政府的方针,积极的鼓励银行合并的实行。特别是《银行法》实行后,出现了许多无资格银行,通过对这些银行进行整理,使银行合并政策的推广达到一个高峰。

キーワード……銀行合同 銀行合併法 銀行条例 銀行法 無資格銀行

はじめに

両大戦間期における銀行合同に関する先行研究に共通する特徴は、政府の銀行政策という政策史からのアプローチをとっていることである。これは加藤俊彦の先駆的研究『本邦銀行史論』(1957年)から近年の白鳥圭志『両大戦間期における銀行合同政策の展開』(2006年)にいたるまで、ほぼすべての研究に共通している。

先行研究が政策史からのアプローチをとっている理由は、伊牟田敏充が『両大戦間期における金融構造』で指摘したつぎの言葉に端的に表明されている。「両大戦間期についてみるならば、(中略)政府の〔経済界への〕介入が強められ、財政・金融を通じる資本蓄積機構の再編成がおこなわれた時期であり、この意味において、両大戦間期では政府の金融政策が金融構造を規定する重要な要因であったということが出来る」¹⁾。両大戦間期は政府の金融政策が積極化しはじめた時期であることから、政策史に関心が集中することとなっていると考えられる。

しかし政策史中心の研究に対しては、石井寛治の批判と問題提起がある。石井は『近代日本金融史序説』の中でこう述べている。「1920年代以降進展するこの合同運動は、たしかに政策による上からの強制が強くなり働いていたにしても、その具体的な態様(新立合併か吸収合併か)は、基本的には1910年代初頭までの各地域内部に、吸収合併の核となりうる有力銀行がどの程

度まで強固なものとして形成されていたか、ということによって、大きく規定されるという点である。そうだとすれば、1920年代以降の合同の歴史過程は、決して単純に合同政策史として上から把握しうるものではなく、それ以前にいわば個別銀行の単独拡大という形で進行してきた各地域内部の下からの動きを踏まえつつ究明することによって、初めて科学的な説明が与えられることになるであろう²⁾。

石井の問題提起を受け、個別銀行の具体的な態様を明らかにするため、地域の金融機関に焦点をあてた研究が発表されるようになった。前掲の白鳥の著作は福島県での銀行合同を分析した研究となっている。しかし石井の問題提起を継承する研究をおこなうのには、多くの困難がある。それは、合同の過程で消滅した金融機関の資料がほとんど残されていない点である。そのこともあって、白鳥の研究でもやはり政策に重きがおかれている。

白鳥は、前掲の『両大戦間期における銀行合同政策の展開』の中で、1920年代半ば、金本位制復帰と相まって、政府が、銀行合同政策の強化と、銀行検査体制の強化も含めて、銀行経営に政策を加える必要性を強く認識したこと、さらにこれにかかわる具体的な政策の特徴として、各地域金融、各金融機関の多様性と自律性に一定の配慮をしつつ、信用秩序の安定化を図り、その開発、発展に寄与しようとしたことが挙げられると指摘している。

石井が提起した「各地域内部の下からの動き」を考察するためには、白鳥の指摘を前向きに受け止め、各地域における銀行合同政策の具体的な姿を把握しておく必要がある。本稿では、新潟県における銀行合同政策の展開を中心に検討を加える。

第1章 銀行合同の登場

国立銀行は1872年の国立銀行条例によって設立されたが、1882年の日本銀行の創設とともに発券の権利を失った。その後1896年に「営業期満国立銀行処分法」が制定され、国立銀行は、続々と普通銀行に転換した。普通銀行は1893年施行（公布は1890年）の「銀行条例」によって法制が整備され、商業銀行として発展することが期待されていた。

普通銀行は、その後の日本経済の発展とともに、急発展した。大都市だけでなく、日本各地で多くの中小企業が設立され、それにもなって中小銀行の設立ブームが現れた。しかし、この時期に設立された普通銀行は、特定企業の機関銀行的性格のものが多く、小規模なものが多かった。営業面からみても、貯蓄銀行では親銀行の預金吸収機能的なものや高利貸的なものが多く、普通銀行でも日本銀行や親銀行から低利の借り入れを行い、自行と密接な関係を持つ地方的な産業や小企業に貸し付け、利ざやを稼ぐ不健全なものが多かった。このような銀行は、日清戦争および日露戦争の反動恐慌のさいに、しばしば経営破綻した。

表 1 普通銀行の諸勘定

単位:千円

年次	銀行数	公称資 本金	払込資 本金	積立金	預金	貸出	有価証 券	借入金
1893	545	34,760	30,583	2,826	38,426	49,083	12,905	—
1894	700	45,758	37,380	4,141	49,196	59,178	16,577	9,955
1895	792	70,423	49,807	5,692	84,252	89,165	20,597	17,745
1896	1005	141,304	87,899	8,974	141,937	157,200	32,565	41,036
1897	1223	222,271	147,812	13,407	207,741	241,900	59,245	64,433
1898	1444	276,839	189,439	20,214	287,045	438,100	93,466	53,443
1899	1561	296,388	209,973	27,762	392,256	581,036	97,119	78,386
1900	1802	352,729	239,364	33,032	436,779	661,974	102,365	70,564
1901	1867	365,031	251,700	38,868	450,186	635,107	109,057	47,868
1902	1841	365,383	258,111	45,679	536,702	697,552	116,494	41,656
1903	1754	352,193	253,003	50,503	566,227	725,355	114,999	45,524
1904	1708	344,178	248,776	54,477	605,316	733,145	149,646	56,951
1905	1697	347,558	252,697	59,000	692,520	796,432	161,104	48,378
1906	1670	352,607	256,523	68,183	1,033,762	1,111,765	175,560	59,485
1907	1658	410,092	286,314	84,182	944,295	1,113,162	175,445	80,329
1908	1635	411,745	295,549	93,743	938,072	1,098,149	193,601	66,342
1909	1617	427,900	311,354	92,346	1,054,413	1,123,377	247,425	46,019
1910	1618	437,423	315,313	101,333	1,185,697	1,249,953	275,768	63,753
1911	1613	449,895	327,162	111,323	1,256,247	1,393,505	270,800	92,262
1912	1621	510,284	369,415	111,831	1,357,271	1,522,951	283,097	102,054
1913	1614	567,545	391,761	122,314	1,443,511	1,670,868	273,999	118,693
1914	1593	575,374	401,200	132,288	1,519,760	1,726,850	265,295	96,014

出所: 加藤俊彦『本邦銀行史論』東京大学出版会、1971年、130頁。

表1でわかるように、1901年以前、銀行の数は年々増え続けた。特に1896年、97年、98年、1900年、銀行の数は200行以上の増加が見られる。しかし、1901年の1,867行をピークに年々減少に転じた。

各地の普通銀行が経営不安定であることは、地域の中小企業も経営が不安定になることを意味する。銀行界ではこの点を危惧する声が強く、「銀行条例」が施行される前から、小銀行の設立を制限する旨の要望書が出されたこともあった。しかし政府は営業の自由という観点からその要望書を受け付けなかった。しかし政府は、その後の中小銀行の動揺を見て、ようやく、銀

行合同に着手することとした。

1 銀行合併法の施行

1896年の第9回国議会で、「凡ソ銀行制度ノ上ニ於テ最モ欠クヘカラサルモノハ信用ニシテ信用ノ因テ起ル所以ノモノハ、一ニ銀行資本ノ豊富ナルコトト營業ノ基礎確實ナルコトトニ在ルヘシ」³⁾ことを理由に、銀行合併法案が提出された。政府の狙いは、銀行合併の際に、複雑な手続きを簡素化することにより、銀行合併を促進することだった。この法案は円滑に通過し、同年4月に「銀行合併法」が公布された。この法律は全部で22条よりなる。これに「銀行合併法施行細則」3条を加えると、25条の条文で銀行合併が促進されることになった。吸収合併および新設合併2つの方法による銀行合併に必要な手続きが簡素に規定されていた。次は、銀行合併法および施行細則の一部の内容である。

銀行合併法

- 第一条 同一ノ法律ニ依リテ設立シタル銀行營業ノ各株式会社ハ左ノ方法ニ依リ合併スル事ヲ得
- 第一 会社其ノ全部ヲ以テ他ノ会社ニ合併スルコト
- 第二 二箇以上ノ会社合併シテ更ニツノ会社ヲ設立スルコト
- 第二条 前条第一ノ方法ニ依リ合併セムトスル会社ハ各其ノ株主總會ニ於テ合併ニ関スル事項ヲ決議シ地方長官ヲ經由シテ主務省ノ認可ヲ受クヘシ
前項株主總會ノ招集ハ少クトモ会日ノ三十日前ニ之ヲ為スヘシ
- 第三条 第一条第二ノ方法ニ依リ合併セムトスル会社ハ、各其ノ株主總會ノ決議ヲ取りタル後各会社株主ノ連合株主總會ヲ開キ合併ノ決議ヲ為シ更ニ設立スヘキ会社ノ定款ヲ議定シ各会社取締役ノ連署ヲ以テ地方長官ヲ經由シテ主務省ノ認可ヲ受クヘシ(略)⁴⁾

銀行合併法施行細則

- 第一条 銀行合併法第二条及第三条ニ依リ差出スヘキ合併ノ認可申請書ニハ各会社ノ取締役連署ヲ為シ左ノ書類ヲ之ニ添付スヘシ
- 一 合併ニ関スル契約書
- 二 銀行合併法第十一条ニ規定スル各会社ノ財産目録及貸借対照表
- 三 合併後存留スル会社若クハ更ニ設立スル会社ノ定款
- 四 右ノ外決議ノ要領ヲ記載セルモノ(略)⁵⁾

この時期の銀行合同について、政府は、地方の中小銀行どうしを合同させるだけでなく、地方銀行と都市銀行との合同もあわせて望んでいた。地方銀行を都市大銀行に吸収合併させ、その支店とするのである。政府は、大規模な支店組織をもつ大銀行が理想的であると考え、大銀行主義をとるようになったのである。この趣旨を法規に具体化したものが銀行合併法である。しかし、実際にはこの時期の銀行合同はこのような方向に十分には向かうことがなく、1900年この法律は廃止された。

2 銀行の設立制限

一方、政府は、銀行の新設にも制限を加えた。1901年8月31日、大蔵省理財局長から各地方長官に出された通達では、「今後、銀行営業の認可を申請するものある場合には、各地方長官に於て概ね次の如き事項に基き、新設銀行営業地域内に於ける経済事情及発起人の身元資産を調査し、新設必要の有無に関して詳細なる意見を副申あり度き旨懇諭せるものなり」⁶⁾と述べている。さらに、1911年11月20日、設立地方の既設銀行状況、銀行設立後実際の経営者の身元資産調査及び新設銀行の定款をも副申に入れるという旨の通達が各地方長官に出された。

このように、大蔵省は、銀行の濫設を警戒し、地方銀行資本の集中、いわゆる小資本の銀行の新設に制限を加えることにした。しかし、その基準は一つではなかった。11年理財局長の通達では、次のように書かれていた。「小銀行ハ将来可成合併セシメ度希望ニ付、新設ノモノハ会社組織ノモノニアリテハ、資本金50万円以上、個人銀行ハ、資本金25万円以上」⁷⁾。

3 銀行合同奨励

政府は、銀行合併法を公布し、銀行合同を進めるために、行政的方策を採用し、各地方長官会議で、各地方長官に銀行合同奨励に促進することを指示した。例えば、1897年、大蔵次官田尻稻次郎は、内務省地方長官諮問会において、次のようなことを述べていた。

「今や我国運輸通信ノ便実ニ昔日ノ比ニ非ス。而シテ銀行家ハ年々其経験ヲ積ミ大ニ昔日ト其觀ヲ異ニス。其特立制度ヲ改メテ支店制度ヲ立ツルノ機將ニ熟セントス。故ニ既設銀行ハ互ニ合同シ、小資本ノ銀行モ大資本トナリ、金融機関トシテ其事務ヲ全フセンコトヲ望ム。彼ノ銀行合併法ノ發布アリタルモ亦之レカ為ナリ。又新規ニ起ラントスルモノニ関シテハ、汎ク銀行株主及ビ地方公衆ノ利害ヲ考察シ、其ノ設立ハ果シテ経済上ノ必要ニ出テ発起人等ハ資産アリ信用アリ身分モ亦確實ナルヤ、営業ノ見込ハ確實ナルヤ、既設銀行トハ如何ナル関係ヲ有スルヤ等ヲ精査スルハ勿論ノコトナリ」⁸⁾

また、1911年10月に大蔵次官が出した通達にもその旨が見られる。

「秘四二四号

大 蔵 次 官

道長官府県知事宛

銀行ノ監督ニ関シテハ從來種々御配慮ヲ煩ハシ居リ候処小銀行分立ノ余弊は未ダ全ク除去スルニ至ラサルハ誠ニ遺憾トスル所ニ有之候思フニ小銀行ノ分立ハ金融上有無相通スルノ妙用ヲ欠キ平時ニ在リテハ多額ノ経費ヲ要シ金利ノ低減ヲ妨ケ一朝事アルトキハ相互救済ノ途ナク相踵イテ破綻ノ止ムナキニ至ルノ虞アリテ実ニ金融上ノ一大恨事ニ有之候政府ハ茲ニ留意シ商法ノ改正ニ当リテモ合併ニ関スル規定ニ相当ノ改善ヲ加ヘタル次第有之候今ヤ同改正法ノ施行ニ伴ヒ地方ノ状況ニ応シ出来得ル限小銀行ノ合併整理ヲ計ルハ実ニ機宜ニ適シタルノ処置ト認メ候貴官ニ於テ政府ノ趣旨ノアル所ヲ諒セラレ貴管下小資本ノ銀行ニ対シテハ可成合併整理ヲ奨励セラレ又一般ニ合併ノ機運ヲ養成セシム可ク尤モ合併励行ノ結果自然金融機関ノ欠乏ヲ来タシ金融ノ不便ヲ闕スル等ノコトアリテハ不都合ニ付可成支店制度ヲ拡張シテ其ノ虧隙ヲ補ヒ猶足ラサル所ハ地方金融機関トシテハ信用組合ヲ利用スルノ方法モ可有之此段ハ特ニ御留意相煩度依命此段及通達候也」⁹⁾

このように、乱立された中小銀行を整理し、金融安定を図るために、政府の銀行政策は、当初の放任主義から転換して銀行合同を進め、経営基盤を安定化するようにした。

第2章 両大戦間期における銀行合同の進展

1 大戦景気と銀行合同の発展

1914年に第1次世界大戦が勃発し、大戦ブームによって、日本経済は急速な発展を遂げた。この発展は、普通銀行にも業務拡大の機会を与えた。1914年から1918年までの間に、全国銀行の払込資本金は2倍となり、預金は3.9倍、貸出金は3.4倍に達した。1行当りの預金額も、1914年の103万円から19年に426万円に急増し、1917年、18年の預金は貸出を上回る位に至った(表2)。

大戦景気のもとで、産業は著しく発展した。大規模化する企業経営に対応するためには、金融機関も大規模化されなければならない。銀行の規模・業務を拡大する上では、個々の銀行の単独増資より、銀行同士の合同のほうが一層容易に達せられるという考えの下で、政府は銀行合同に一層力を入れた。

この時期の銀行合同を見ると、1915年に合同に参加した銀行はわずか8行にすぎないが、そ

の後、年々増え、1919年一気に104行になった。表3は、銀行合同に参加する銀行がかなり増えたことを示している。

表2 全国銀行の資本金、預金、貸出金の推移

単位:百万円

年末	銀行数	払込資本金	預金	貸出金
1914	2,153	608	2,212	2,683
1915	2,149	622	2,569	2,872
1916	2,140	648	3,464	3,574
1917	2,110	751	5,146	4,795
1918	2,086	888	7,236	6,819
1919	2,049	1,207	8,734	9,161
1920	2,036	1,639	8,829	9,521
1921	2,012	1,747	9,494	10,239

出所：『第四銀行百年史』第四銀行、1974年、232頁。

表3 銀行合同の推移（普通銀行及び貯蓄銀行）

年別	参加銀行数	新設銀行数	存続銀行数	消滅銀行数	差引減少 銀行数
1913	9	0	4	5	5
1914	12	0	6	6	6
1915	8	0	4	4	4
1916	19	1	9	10	9
1917	36	2	15	21	19
1918	62	2	31	31	29
1919	104	4	46	58	54
1920	81	2	36	45	43
1921	122	3	54	68	65
1922	109	4	51	58	54
1923	158	1	66	92	91
1924	96	7	42	54	47
1925	154	10	59	95	85

出所：前掲『第四銀行百年史』234頁。

この時期の銀行合同には、次のような特徴が見られる。1、規模および業務の拡大。2、比較

的大銀行同士の合併。3、政府の合同方針の強化。1と2の代表的な例としては、1920年8月に行われた第十五銀行と大阪浪速銀行の合併がある。第十五銀行は、増資拡張の計画の元で、同じく増資を希望していた浪速銀行と合併し、さらに浪速銀行と密接な関係を持つ丁酉、神戸川崎など銀行をも合併することで、資本金1億円の大銀行に変身した。3については、たとえば、倉敷銀行（資本金100万円）、茶屋町銀行（資本金35万円）など、合計6行の合同により、資本金650万円の第一合同銀行が新しく設立された例がある。これは、1919年に岡山県知事とほかの有力者の協議の結果、県下の小銀行を統合して設立された銀行であった。

2 1920年以降における銀行合同の進展

1920年代に銀行合同は新たな段階に入った。1920年には戦後恐慌、1923年には関東大震災があり、銀行業は大きな打撃を受けることとなった。中小銀行はもちろんのこと、都市大銀行にも休業したものがあつた。1923年に入ると、銀行合同は一層積極的に進められた。

1922年の銀行動揺以降、政府の合同政策の中心は、地方的合同の促進に転換していった。『第四銀行百年史』によれば、新潟県では1923年4月5日に「県内の銀行代表を招集して銀行合併に関する会合を開き、次のような合同協議案を決定した。1 普通銀行は、上越、中越、下越の3地方により合同を行うこと。2 前項によりがたい特別の事情あるときは、地方協議会において協定すること。3 合同の協議を行うため、第1項の地方により地方協議会を開催すること。4 上記協議会の斡旋を行うため、地方委員をあげること。5 貯蓄銀行は1行に合同する見込みをもって当該銀行において協議すること」¹⁰⁾。和歌山県では、同年7月に県知事および日銀支店長などの斡旋により、県内銀行31行が和歌山県を3区に分けて合同する計画を立てた。

銀行合同政策は、1920年代後半にはさらに進展を遂げた。表4は、1920年後半の銀行数の変化を示す表である。1925年から合同の数は増え続き、28年に222件に至った。その後、1929年半分に減少したものの、まだ110件の銀行合同があつた。

先に述べたように、1896年の銀行合併法によって、銀行合併に関する手続きは簡素化された。しかし実際には、銀行合同の実行に当たっては、紛議が多く発生し、特に、普通銀行が貯蓄銀行の業務を兼営するのを禁じられていたため、貯蓄銀行を合併する際に、困難が現れた。そのため、政府は1920年8月に銀行条例を改正し、側面から政府の銀行合同奨励政策を促進した。

さらに、1924年6月30日、大蔵次官が各地方長官宛に出した通達の中では、合同奨励を強化する旨が明らかである。「今後銀行の合同を一層促進する方法として、小銀行の存立に関する制限その他一般銀行の整理改善促進に関する法律の制定をなすが如きも或は其の必要あるべしと被認目下考究中に有之候へ共差当り従来執り来りたる合同勧奨方法を一層拡張して…」¹¹⁾。

1927年には金融恐慌が発生し、第十五銀行をはじめ、多くの一流銀行が倒産する事態となった。これに対して政府は合同奨励のほかに、支店・出張所の増設制限、減配の奨励などを実施した。

表 4 普通銀行の異動状況

年	消滅	廃業・破産・解散	合同	新設	増減	年末銀行数
1925	106	37	69	14	92	1,537
1926	133	46	87	16	117	1,420
1927	148	58	90	11	137	1,283
1928	281	59	222	29	252	1,031
1929	164	54	110	14	150	881
1930	105	26	79	6	99	782
1931	108	52	56	9	99	683
1932	162	102	60	17	145	538

出所：『日本銀行百年史』第3巻、日本銀行、1983年、217頁。

これらの政策は、1927年の金融機関に対する検査監督体制の強化、1928年1月の「銀行法」¹²⁾の施行によっていっそう強化された。特に、従来大蔵省が積極的に提唱してきた合同奨励は、金融恐慌の経験により、いっそう強化された。1927年8月に大蔵省は地方長官に通達を出し、地方銀行の合同斡旋を依頼している。また銀行法のもとでは資本金100万円未満の銀行は無資格となったが、それら銀行について単独増資をできるだけ認めない方針の下で、無資格銀行の5年以内での強制整理、すなわち最低資本金制限による弱小銀行の解散等の方法により、地方銀行どうしの合併を奨励した。1929年6月の地方長官会議でも、大蔵省は、地方的合同の促進を指示している。また銀行に対する減配の奨励は、1924年末から行われ、1927年まで、広く実行され、銀行整理の促進に役立った。このように、金融恐慌後、銀行合同政策は一層強化された。

第3章 新潟県における銀行合同

1 新潟県における銀行合同政策の進展

新潟県では、1896年から98年にかけて第四国立銀行をはじめ、5行の国立銀行が設立されている(表5)。これが新潟県銀行業の始まりだといわれている。その後多数の銀行類似会社¹³⁾が設立されるなどしたが、銀行条例の施行とともに、その多くは普通銀行へ転換していった。

銀行合同の動きを見ると、明治期、大正前半期においては、わずか3件に過ぎず、銀行合同が本格的に動き出したのは、新潟県においても、反動恐慌以降、政府の合同政策が強化された1920年以降のことである。1923年3月日本銀行新潟支店が県内各銀行代表者宛に出した手紙には、「9年以降大打撃ヲ被リシトハ云へ尚相当実力ヲ増進シ得タルハ疑シキ処ニ有之一朝財界ノ

両大戦間期における銀行合同政策の展開（徐）

整理ナランカ金融業者ノ大活動ヲ必要トスベク予メ之ニ応ズル資力ノ増大企図スルノ要有之候儀ト存候而カモ一面我金融界ニ於テモ財界変動ノ余波ヲ受ケ多少整理ヲ必要トスル点必無ヲ保シ難ク之ガ対策トシテハ銀行ノ合同ハ最モ機宜ニ適シ最モ効果大ナルヲ信ジテ疑ハズ」¹⁴⁾と書かれていた。

表 5 新潟県国立銀行の普通銀行への転換

単位:千円

国立銀行名	継承年月日 (営業満期日)	継承銀行名	資本金（カッコ内は払込資本金）	
			国立銀行営業満期時 普通銀行転換後	1916 年末
新潟第四	1896 年 12 月 19 日 (1896 年 12 月 18 日)	新潟	500 1,000 (1,000)	3,200 (3,200)
長岡第六十九	1898 年 1 月 1 日 (1898 年 11 月 1 日)	六十九	350 1,050 (700)	4,100 (2,525)
村上第七十一	1898 年 10 月 1 日 (1898 年 10 月 6 日)	村上	125 250 (250)	500 (500)
新発田第一百十六	1898 年 2 月 1 日 (1898 年 12 月 9 日)	新発田	100 300 (240)	1,000 (875)
高田第百三十九	1898 年 1 月 1 日 (1899 年 2 月 25 日)	百三十九	350 700 (574)	1,000 (1,000)

出所：前掲『第四銀行百年史』168 頁より一部筆者加工。

1923 年には合同推進に当る新潟県下銀行合同協議会が結成され、同年 4 月、銀行合併に関する会合が県当局の主導の下で開かれた。当時の新聞には、次のように書かれている。「新潟県主催の県下銀行合同協議会は 5 日午前 11 時より県商品陳列所楼上に開かれた。出席者は、各銀行重役 80 余名で大蔵省より黒田銀行局長臨席主催者側よりは太田知事、千葉内務部長以下及び森日銀支店長等参列午前中は知事及び局長の銀行合同促進に関する演説があり午後は森日銀支店長の演説があつて後協議」¹⁵⁾に移った。この協議会では、新潟県を 3 地方に分け、合同を進めることが決定された。その後、各地方また各郡でも地方協議会が頻繁に開かれることになった。

1920年から1923年の間で、銀行合同数は11行にも上っている。

さらに、新潟県当局は、一層の銀行集約を企画して第四、新潟、六十九、長岡の4大銀行の大合同を図ったが、「下越ニ於テハ県下一行主義ヲ以テ進ム合同促進上至便ナルベシトノ意見出タル結果差当り第四、長岡、六十九及ビ新潟ノ四大銀行ノ合同ヲ図リテハ如何トノ相談トナリ本月十五日右四銀行ノ代表者会合、協議ヲ遂ゲシ処結局四行ノ合同ハ尚其時機ニ非ラズトノ意見ニ帰シ右合同談ハ纏マルニ至ラズ」¹⁶⁾という結果で終わった。

さらに1925年、新潟県当局は、小銀行の増資不可、銀行支店設置に厳しい制限を設けるなど厳重な銀行監督方針を実施した。このような強力な合同政策の下で、新潟県の銀行数は、1911年の92行から1927年末56行へと減少した。

1927年の金融恐慌以降、新潟県も政府の政策にあわせ、銀行合同をますます強化した。大蔵省は銀行検査方針に大改革を行った。「1927年5月24日勅令第二十二号に依り新たに検査課を設置して、専任の銀行調査官十八名、同検査官補佐五十四名を置くこととし、全国を五区に分けて各自の分担を定める方針とした」¹⁷⁾。新潟県にも大蔵省から派遣された検査官は何回か訪れた。1927年9月、「大蔵省から駒井検査官が派遣され、県内各銀行代表者と合同に関して懇談した。この懇談会は、新潟市のほか、長岡市、高田市でも開催され、下越（参加12行）、中越（参加24行）、上越（参加13行）の各行重役が参集した。席上、検査官は各行の忌憚のない意見を聴取するとともに、積極的に銀行合同」¹⁸⁾を勧めた。翌年5月にも、検査官が新潟を訪れた。この影響で、1929年新潟合同史上最高記録の9行の合併が行われた。さらに、銀行法の施行にともない、1932年まで、銀行合同の数は、30行となった。34年末、新潟県に残存した銀行は、以下の15行のみとなった。

新潟市一第四銀行、新潟銀行、新潟貯蓄銀行、新潟工業貯蓄銀行、新潟信託
 長岡市一六十九銀行、長岡銀行、長岡貯蓄銀行
 高田市一百三十九銀行
 岩船郡一村上銀行
 中蒲原郡一白根銀行
 刈羽郡一柏崎銀行
 東頸城郡一安塚銀行
 西頸城郡一能生銀行、大和川銀行¹⁹⁾

2 大正期における銀行合同

大正、昭和期全体の新潟県主要銀行の合併状況は、表6に示すとおりである。まず銀行別に見ると、合計65件のうち、第四銀行への合併は、大正期9件、昭和期12件、合計21件あり、次に合併数の多くのは、六十九銀行である。時期別に見ると、昭和期は39件あり、全体の約6

割を占めている。しかも、大正前半期までは、わずか1件であるが、大正後半期においては、25件である。ほとんどの銀行合同は、大正後半期と昭和期において発生したことがわかる。

表 6 新潟県主要銀行の合併状況

	大正時代	昭和時代		計
		1926~1932	1933~1940	
第四銀行	9	10	2	21
六十九銀行	1	6	4	11
百三十九銀行	2	3	—	5
新潟銀行	2	3	—	5
柏崎銀行	1	2	—	3
長岡銀行	1	—	—	1
その他	10	7	2	19
合計	26	31	8	65

出所：『創業百年史 北越銀行』北越銀行、1980年、265頁。

まず、大正期における新潟県の銀行合同を取り上げよう。前述したように、大正期においては、銀行合同が26件あり、大正前半期に1件、後半期に25件となる。一方、大正期において、金融機関の動向をみると、「新設8行、県外移転7行、解散6行、破産1行で、合併に消滅は31行に達した。この結果、大正期を通じて県内の銀行数は、92行から55行に激減した」²⁰⁾。県外移転の7行は、次の表7の通りである。この7行のうち、糸魚川銀行は1897年設立され、当初の資本金15万円であったが、1912年に10万円に減資した。そのほかの6行は、全て3万円以下の弱小銀行であった。県外へ移転する理由は、政府が銀行合同を奨励し、銀行新設を制限する政策を強化することにつれ、経営の悪化した銀行の営業権を買収し、新たに別名銀行を設立したことにある。

一方、解散及び破産の銀行7行の破綻原因としては、固定貸し、滞り貸しの増大による赤字の累積、投機の失敗、経営環境の変化による地域産業の不振などがあげられる。たとえば、新潟・柏崎などに支店を持つ中越貯金銀行は、多額の累積赤字を抱え、1912年1月に突然休業を発表し、整理再建に努力をしたが、新潟県当局の要請で解散した。

表 7 大正期における県内銀行の県外移転状況

銀行名	所在地	移転年月	備考
峰岡銀行	西蒲原郡峰岡村	1912. 11	小川銀行と改称、栃木県へ移転
積善銀行	西頸城郡大和川村	1913. 7	高信銀行と改称、岡山県へ移転
河西銀行	西頸城郡青梅村	1913. 11	東信銀行と改称、東京市へ移転
小出荷為替合資会社	北魚沼郡小出町	1915. 2	黒部銀行と改称、富山県へ移転
糸魚川銀行	西頸城郡糸魚川村	1915. 10	興津銀行と改称、静岡県へ移転
大満銀行	北魚沼郡湯之谷村	1916. 2	東京市へ移転
佐藤銀行	岩舟郡村上町	1919. 7	港屋銀行と改称、長野県へ移転

出所:前掲『創業百年史 北越銀行』159頁。

表 8 新潟県内合併銀行・被合併銀行一覧(大正期)

地方区分	合併銀行・ 新立銀行名	被合併銀行名	銀行数
上越	百三十九銀行	直江津商業(1924.7)、高田商業(1924.7)	2
	安塚銀行	上越高田(1926.1)	1
	能生銀行	能生・公益(1926.11)	2
中越	六十九銀行	越見(1923.12)	1
	長岡銀行	見附(1922.11)	1
	寺泊銀行	寺泊・地藏堂(1926.1)	2
	柏崎銀行	岡野町(1922.11)	1
下越	第四銀行	中条共立(1912. 12)、沼垂(1920.9)、鍵三(1920.11) 小須戸貯蓄(1921.10)、新発田(1921.10)、燕 (1922.6) 与板(1924.9)、相川(1924.9)、佐渡(1926.10)	9
	新潟銀行	五泉吉田(1923.4)、新潟商業(1926.10)	2
	新潟貯蓄銀行	新潟合同貯蓄(1922.11)	1
	村上銀行	岩船(1923.12)、村上産業(1924.6)	2
	三条銀行	三条工商(1924.1)	1
	加茂銀行	加茂実業(1925.7)	1

備考:カッコの中は合併年月。

出所: 前掲『創業百年史 北越銀行』162頁。

銀行合同については、大正前半期の1件、すなわち1912年に中条共立銀行が第四銀行へ合併された件の理由は、経営不振に陥った中条共立銀行を救済するためであった。この時期においては、銀行合同の機運は、まだ醸成されなかったと思われる。しかし、1920年反動恐慌以降、新潟県内の銀行合同は、進展をみせるようになった。日銀新潟支店、新潟県当局は積極的に銀行合同の奨励に乗り出した。この時期に発生した25件の銀行合同のうち、銀行間の自由的合意によるものは少なく、政府の行政指導に基づく日銀新潟支店、新潟県当局の積極的な勧奨によるものが、ほとんどであった。大正期における新潟県の銀行合同は表8のとおりである。

3 昭和前期における銀行合同

1927年3月、片岡蔵相の失言²¹⁾を契機に金融恐慌が発生した。銀行の取り付けはすぐ全国各地に波及し、休業銀行が相次いだ。その影響は新潟県にも及んだ。4月22日と23日、県内銀行は臨時休業した。休業明けの25日(24日は日曜日なので実3日の休業)、十分の支払資金を準備しながらも、緊張と不安に包まれていた。当時の様子は、新聞にはこう書かれている。

「(長岡)市内各銀行は異常なる緊張裡に平日は九時の開店を繰り上げて八時といふに早くも蔵扉は静かに開かれた。居並ぶ重役、行員の平気を粧ふ面上には明かに不安の色が深く刻まれてみた。正服私服の警戒巡査の姿も物々しく出納の机上に山と積まれた何十萬円かの紙幣の山、何れも此日ならでは見られない光景である……」²²⁾

金融恐慌の影響を受け、政府の銀行合同方針がさらに強力に打ち出された。たとえば、第四銀行へ合併する理由について、三条銀行の重役であった大塚氏は、「自分は、支配人をしていたので、県庁に二度も呼ばれ、合併の勧誘を執拗にうけた。当行は別に系列関係や親銀行を持っていなかったで、どこの銀行と合併してもよかった。当時、第四銀行との合併話を進めたら、とんとん拍子に話がまとまり、第四銀行へ合併することになった」²³⁾と語っている。

金融恐慌の影響、更に「銀行法」の公布に基づき、政府の銀行合同政策は一層強化された。それでは、どのような銀行が合併の対象になったのであろうか。1927年6月まで、新潟県に於ける銀行は、普通銀行48行、貯蓄銀行3行、計51行であったが、そのうち、銀行法によって無資格銀行に該当するとされた銀行は20行にも及んでいた(表9)。これらの無資格銀行は、原則として単独増資が認められず、存続するには、他行と合併する方法しかなかった。

昭和初期においては、これら無資格銀行の整理が、銀行合同の主体だったようである。1932年までに、無資格銀行は、すべて合併または解散によって整理された。ただし、有資格銀行の合同もかなり促進された。この時期の銀行合同の課題が無資格銀行の整理であることは、表10から明らかである。

表 9 新潟県内銀行一覧(1927年6月末現在)

単位:千円

銀行名	資本金	払込資本金	銀行名	資本金	払込資本金
第四	12,706	10,206	*広瀬	100	100
新潟	4,662	4,662	六日町	500	500
*新潟農商	70	70	塩沢	500	500
六十九	10,500	7,020	*雷土	150	131
長岡	12,000	7,790	十日町	1,000	1,000
長岡商業	1,200	825	*秋成	60	37
百三十九	2,685	1,740	*倉俣	20	20
白根	500	350	柏崎	2,900	1,700
村松	500	267	*椎谷	200	125
巻	500	500	*石地	150	120
*西吉田	300	150	安塚	710	550
*和納	100	45	松代	500	425
*曾根	100	75	*北越倉庫	175	175
*五箇	30	30	新井	650	425
今井	500	125	*柿崎	300	150
三条	1,650	912	越後	500	365
*北越商業	600	600	*大和川	250	250
加茂	1,500	1,012	能生	1,000	250
今町	1,000	475	*岩東	125	125
寺泊	1,100	875	*早川	100	100
*関原	100	100	*根地	100	43
神谷	500	250	村上	1,600	1,050
栃尾	1,000	1,000	新潟貯蓄	1,000	700
小千谷	1,500	1,320	新潟興業貯蓄	500	125
小出	500	437	長岡貯蓄	1,000	250
*堀之内	300	250	合計	70,183	50,302

備考：※の銀行は銀行法による無資格銀行である。

出所：前掲『創業百年史 北越銀行』262頁。

無資格銀行の整理が一段落した1933年以降、新潟県当局は、小規模銀行をさらに整理し、地方的金融統制をねらうという方針を受け、銀行合同政策を一層強化した。そして1933年1行、

兩大戦間期における銀行合同政策の展開（徐）

34年には4行の合併を見るに至った。その結果、前述したように、新潟県に残存する銀行は、わずか15行のみとなった。

表 10 合併銀行及び被合併銀行の一覧(昭和前期)

銀行名	被合併銀行
第 四	佐渡、三条信用、*西吉田、加茂、巻、*和納、塩沢、村松 小千谷、*広瀬、今町
六 十 九	脇野町、六日町、寺泊、長岡商業、*関原 今井、小出、十日町、神谷、栃尾
長 岡	—
新 潟 銀 行	葛塚、*三條、*北越商業
柏 崎	*石地、*椎谷
百 三 十 九	新井、*柿崎, 越後
*大和川(新立)	*岩東
能 生	*根地 (新立) 大和川
十 日 町	水沢
小 出	*雷土
巻	*五箇
小 千 谷	*堀之内
安 塚	松代

備考：*の銀行は表9で示した無資格銀行である。

出所：前掲『第四銀行百年史』及び『創業百年史 北越銀行』より筆者作成。

政府が銀行合同奨励を強化するに伴い、新潟県の銀行合同は活発化した。政府は銀行条例の改正、貯蓄銀行法²⁴⁾の公布などにより、側面から銀行合同を推進した。さらに、金融恐慌後、銀行法の施行によって無資格銀行が現れ、特に昭和前期において、それらの銀行の整理を中心に銀行合同は、さらに促進された。

おわりに

新潟県の実例を中心に銀行合同政策の展開過程を見てきた。政府は、当初の放任主義から、銀行合同へ政策転換した理由は、日清日露戦後乱立された小銀行が各恐慌に当り、経営不安定

に陥り、経済発展に大きな打撃を与えたからである。政策として、「銀行の濫設を防ぎ、新なる小資本の簇生を制」²⁵⁾しながら、銀行合同を奨励するなどした。そのため、銀行合併法の実施により、法律上で銀行合併の手続きが簡素化された。一方、行政上にも、全国へ調査官を派遣したほか、各地方長官に銀行合同を奨励する旨の通達が何回か出された。さらに、銀行を新設する際には、地域経済状況および発起人身元資産調査を励行することにより、銀行の設立に厳しく制限することにした。

第1次世界大戦後、大戦ブームにより、日本の産業は著しく発展した。そのため、信用力が強く安定した大規模の金融機関が必要となり、政府は銀行合同政策を強化した。その理由は、小銀行の整理のほか、大規模な金融機関を育成するためであった。さらに1920年以降、日本経済は恐慌が相次ぎ、常に不安定であった。経営基盤が弱い各地域の中小銀行は、恐慌が発生したときには倒産などが後を絶たなかった。そのため、中小銀行の合同によって銀行を大規模化し、地域金融の安定を図る政策がとられたのである。特に、昭和期に入り、銀行法が公布され、基準に満たない銀行は無資格となり、しかも、単独増資を認めない政府の方針の下で、整理されることとなった。

本稿では、新潟県の銀行合同政策を中心に検討を加えてきた。新潟県の銀行合同が本格的に動き出したのは1920年以降のことである。1920年以前は、大戦景気による経済発展の下で、新潟県においては銀行増資による規模拡大が主流であった。しかし、1920年以降、政府の銀行合同政策の強化に伴い、新潟県の銀行合同が活発になった。1923年に銀行合同協議会が結成され、県当局の下で合併が着々と進んだ。特に大蔵省から派遣された検査官が数回にわたり新潟県を訪れ、銀行合同を奨励したことは、合併に拍車をかけた。

さらに銀行法の公布により、新潟県の無資格銀行は20行に及んだ。それらの銀行の整理は、1933年までに終わった。吸収合併されたのは、16行(表10)あった。更に、大蔵省および新潟県当局が積極的に干渉することにより、34年末、県内銀行の数は、15行のみとなった。銀行合同を経て、銀行の規模は拡大した。地域の中小銀行の立場に立てば、長い目で見れば、銀行合同によって経営基盤を強固にすることができ、地域の金融秩序を立て直すことができる。石井寛治のいう「有力銀行」が地域で形成されれば、地域経済の更なる発展に金融機関なりの貢献をするだろう。

本稿での分析により、新潟県の場合、政府および県当局の影響が大きいことが明らかとなった。しかし、石井が提起したとおり、「各地域内部の下からの動き」も考察しなければならない。石井の提起をふまえ、新潟県の個別銀行の角度から銀行合同を分析することが、今後の研究課題となる。

<注>

- 1) 朝倉孝吉『両大戦間期における金融構造』お茶の水書房、1980年、15頁。
- 2) 石井寛治『近代日本金融史序説』東京大学出版会、1999年、287頁。
- 3) 下村亮一『明治大正財政史 第16巻 銀行』経済往来社、1957年、719頁。
- 4) 下村、前掲書、720頁。
- 5) 下村、前掲書、723頁。
- 6) 下村、前掲書、714頁。
- 7) 下村、前掲書、715頁。
- 8) 下村、前掲書、727頁。
- 9) 下村、前掲書、728-729頁。
- 10) 『第四銀行百年史』第四銀行、1974年、269頁。
- 11) 日本銀行金融研究所『日本金融史資料 昭和編 第二十四巻』1987年、711頁。
- 12) 大正中期以降、悪化する中小銀行営業を健全化するために、金融制度調査会の答申に基づいて起草され、1927年3月30日公布、翌28年1月1日施行された法律である。普通銀行の根拠法規である。47条よりなり、銀行の業態を明確化したほか、銀行設立を免許制にし、銀行の兼営や銀行役員の兼職を制限した。特に注目されるのは、最低資本金額を100万円、東京市・大阪市など勅令指定都市では200万円と規定、その企業形態を株式会社に限定したことである。その一部の内容は、次のとおりである。
「第三条 銀行業ハ資本金百万円以上ノ株式会社ニ非ザレバ之ヲ営ムコトヲ得ズ但シ勅令ヲ以テ指定スル地域ニ本店又支店ヲ有スル銀行ノ資本金ハ二百万円ヲ下ルコトヲ得ズ
前項但書ノ規定ニ依リ地域ノ指定アリタル場合ニ於テ其ノ地域ニ本店又支店ヲ有スル銀行ニシテ資本金二百万円未満ノモノハ指定ノ日ヨリ五年ヲ限り前項但書ノ資本金ニ依ラザルコトヲ得
第四条 銀行ハ其ノ商号中ニ銀行ナル文字ヲ用フベシ銀行ニ非ザルモノハ其商号中ニ銀行タルコトヲ示スベキ文字ヲ用フルコトヲ得ズ
第五条 銀行ハ担保附社債信託法ニ依リ担保附社債ニ関スル信託業ヲ営ミ又ハ保護預リ其ノ他ノ銀行業ニ附随スル業務ヲ営ムノ外他ノ業務ヲ営ムコトヲ得ズ
第四十一条 第三十九条第二項ノ銀行ノ資本金ニ付テハ本法施行後五年ヲ限り第三条第一項本文ノ規定ヲ適用セズ第三十九条第二項ノ銀行ノ合併ニ因リテ設立シタル銀行ノ資本金ニ付亦同ジ命令ヲ以テ定ムル人口一万未満ノ地ニ本法施行ノ際現ニ本店ヲ有スル銀行ニ付テハ第三条第一項本文ノ規定ニ適用セズ但シ其ノ資本金ハ本法施行後五年内ニ五十万円以上ト為スコトヲ要ス」
- 13) 明治初年から設立された金貨会社的な地方金融機関のことを指す。政府は、1872年の国立銀行条例によって、「銀行」の名称を用いることを許さなかったことから、一般に銀行類似会社と呼ばれる。この名称は、国立銀行条例第22条第3項の「為替両替預り金貸附等都テ銀行ニ類スル業ヲ営ム者ハ向後紙幣頭ノ承認ヲ得サレハ其営業ヲ為スコラス」から出たものと言われている。
- 14) 日本銀行金融研究所『日本金融史資料 昭和続編 付録 第二巻』1987年、108頁。
- 15) 『読売新聞』朝刊3面、1923年4月6日、「新潟銀行合同一協議案決定」。
- 16) 前掲『日本金融史資料 昭和続編 付録 第二巻』110頁。
- 17) 前掲『日本金融史資料 昭和編 第二十四巻』699頁。
- 18) 前掲『第四銀行百年史』274頁。
- 19) 前掲『第四銀行百年史』277-278頁。
- 20) 『創業百年史 北越銀行』北越銀行、1980年、158頁。
- 21) 1927年1月憲政会若槻内閣は震災手形損失補償公債法案、震災手形善後処理法案を議会に提出した。審議最中の3月14日午後の予算委員会で片岡蔵相が東京の渡辺銀行を破綻したとの発言を契機に、翌日以後取り付けは全国の中小銀行に波及した。
- 22) 『北越新報』1927年4月26日。
- 23) 「三条信用銀行関係 参考資料」（第四銀行保存資料）
- 24) 1922年公布された。貯蓄銀行に兼業禁止や独立性が求められ、運用面でも地方公共団体以外の貸出禁止、主として株式や債券市場での運用を強要される等厳しい条件が定められた。
- 25) 下村、前掲書、713頁。

主指導教員（藤井隆至教授）、副指導教員（佐藤芳行教授・菅原陽心教授）